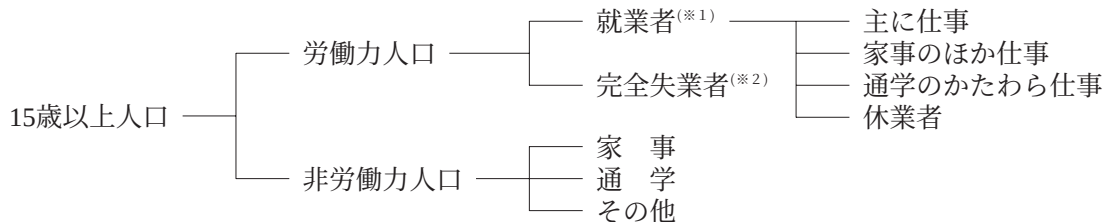


V 統計 豆 辞 典

労働力状態

15歳以上の者について、調査期間に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分されている。(平成12年国勢調査の調査期間は平成12年9月24～30日)



(※1) 調査期間中、賃金、給料、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人のことで、家族の人が自家営業（個人経営の農業や店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含まれている。

(※2) 調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人のことをいう。